

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月27日

【四半期会計期間】 第93期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 日本発条株式会社

【英訳名】 NHK SPRING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉村和己

【本店の所在の場所】 横浜市金沢区福浦三丁目10番地

【電話番号】 横浜(045)786-7519

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 堀本守朗

【最寄りの連絡場所】 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号(横浜ランドマークタワー)
日本発条株式会社 横浜みなとみらい分館

【電話番号】 横浜(045)670-0001

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長 糸井孝夫

【縦覧に供する場所】 日本発条株式会社 横浜みなとみらい分館
(横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号)
日本発条株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区宮原三丁目5番24号)
日本発条株式会社 名古屋支店
(名古屋市名東区上社一丁目1802番地)
日本発条株式会社 広島支店
(広島市東区若草町3番20号)
日本発条株式会社 北関東支店
(群馬県太田市小角田町5番地)
日本発条株式会社 浜松支店
(浜松市中区田町330番地5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年8月9日に提出いたしました第93期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第4 【経理の状況】

1. 【四半期連結財務諸表】

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

第一部 【企業情報】

第4 【経理の状況】

1. 【四半期連結財務諸表】

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【経理の状況】

1. 【四半期連結財務諸表】

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(訂正前)

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日至平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ108百万円増加しております。なお、報告セグメントごとの影響額につきましては、セグメント情報等に記載のとおりであります。

(訂正後)

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ30百万円増加しております。なお、報告セグメントごとの影響額につきましては、セグメント情報等に記載のとおりであります。

第一部 【企業情報】

第4 【経理の状況】

1. 【四半期連結財務諸表】

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(訂正前)

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の「懸架ばね」のセグメント利益が75百万円増加し、「シート」のセグメント利益が8百万円増加し、「精密部品」のセグメント利益が13百万円増加し、「産業機器ほか」のセグメント利益が10百万円増加しております。

(訂正後)

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の「懸架ばね」のセグメント利益が18百万円増加し、「シート」のセグメント利益が4百万円増加し、「精密部品」のセグメント利益が4百万円増加し、「産業機器ほか」のセグメント利益が3百万円増加しております。